



香川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を行ったので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年3月25日

香川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 木田 一彦

監査委員 井下 良雄

令和3年度定期監査結果報告について

- 1 監査の対象 令和3年4月1日から令和3年12月31日までに執行された財務に関する事務
- 2 監査の期間 令和4年2月15日から同月28日まで
- 3 監査の方法 監査は財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。
- 4 監査の結果 監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。